|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 条件 | 要約 | 備考 |
| □ | 町内で自ら所有し居住する住宅・倉庫・カーポート等の屋根（住宅敷地内）に設置する。 | →敷地内の建物屋根に設置すること。野立ては対象外。 |  |
| □ | 町税等を滞納していない。 | 町民税・固定資産税・軽自動車税 |  |
| □ | 国又は三重県の他の補助等を受けていない。 | →他補助と併用不可 |  |
| □ | FIT制度又はFIP制度の認定を取得していない。 | →売電目的は不可。余剰電力売電は可能。 | FIT制度：固定価格買取制度のこと。 |
| □ | 接続供給（自己託送）を行わない。 | →発電した電気は敷地内で自家消費すること。 | 自己託送の例：発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送る |
| □ | ガイドライン（太陽光発電）の遵守事項を遵守できる。 |  |  |
| □ | 発電した電力量の30％以上を、敷地内で自ら消費できる。 | →年間の発電量自家消費割合30％以上。事業完了後、翌年度から３年間、年間の自家消費割合を報告してもらいます。 | 未達成の場合、助言指導します。なお、改善が見られない場合は、補助金の返還等を求める場合があります。 |
| □ | 設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります（売電した分の価値は設置者のものとできません） | →発電した家で電気を使用し、その効果が本人に返ること。 | 環境価値：二酸化炭素を排出しないという付加価値 |
| □ | J－クレジット制度への登録を行わない。 |  | J－クレジット制度：CO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度 |
| □ | 暴力団又は暴力団員等でないこと。 |  |  |
| □ | 令和８年２月６日（金）までに実績報告書を提出すること。 | →厳守。守れない場合は補助対象外。 | 設置工事完了後、工事代金の支払いを完了し、実績報告書を提出。 |
| □ | 工事に着手するまでに交付申請を行い、度会町から交付決定を受けること。 | →厳守。守れない場合は補助対象外。 | 申請受付期限：令和７年９月30日 |